平成２２年（フ）第１３１６号
東京都町田市野津田町1403番地３サン・シエスタⅡ―104
債務者　杉山　寛子（旧姓伊熊）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５６号
東京都小金井市緑町２丁目１番31―203号清水マンション
債務者　藤原　克仁
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６４号
東京都武蔵野市桜堤１丁目６番20号レオパレス武蔵境第２―201
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２５号
東京都青梅市千ケ瀬町４丁目589番地の４ドエルジュネ401号室
債務者　今井　　努
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２６号
東京都八王子市初沢町1389番地３
債務者　大畑　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２７号
東京都小平市花小金井南町２丁目10番２―102号
債務者　郡山　純子（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５６号
東京都小平市上水本町２丁目14番３号
債務者　小野　京子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
栃木県那須塩原市鍋掛1477番地61
債務者　園部千佳子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１３７９号
東京都多摩市和田363番地の１メゾン富士見103
債務者　岡田　正美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７４号
静岡県牧之原市細江3793―１イカイ榛原寮102、住民票上の住所沖縄県糸満市字糸満2042番地の10　新垣アパートＢ―301号
債務者　謝名　雄児
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９２号
静岡県静岡市清水区能島275番地の３
債務者　太田友紀子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４７号
静岡県焼津市柳新屋715番地の７
債務者　田中美千代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０６号
静岡市葵区瀬名川３丁目９番１号　セナ川ハイツ南１号
債務者　秋山　信代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１１号
静岡市清水区浜田町５番４号　プラザドゥエルフ103号、旧住所浜松市東区下石田町1135番地の１　ホワイトピア208
債務者　砂川　順子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０４号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ２―113号
債務者　田中　一廣
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部